令和８年度 栃木県権利擁護支援者養成研修募集要項

１　権利擁護支援者養成の趣旨

近年、認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が十分ではない人が、生活の中で抱えている課題はますます多様化・複雑化しており、本人に寄り添い、意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護の担い手が求められています。

また、頼れる身寄りがいないことによって、入院・施設入所等の手続き、亡くなった後の対応など、将来に向かって不安を感じている人も増加傾向にあり、これまで家族などが担ってきた役割を地域の中で分担し、支え合う仕組みづくりが急務であることから、標記研修会を開催します。

２　養成研修の流れ

養成研修は「ステップ１」「ステップ２」「ステップ３」の３段階で構成され、権利擁護支援に必要な知識と技術を習得します。

	ステップ１	ステップ２	ステップ３ （令和９年度開催予定）
内　容	権利擁護支援の基礎理解	権利擁護支援の実践理解	市民後見人養成に向けた研修
修了後に想定される活動例	日常生活自立支援事業の生活支援員等としての活動／地域の権利擁護に関わる活動	法人後見支援員等としての活動	市民後見人等としての活動

※活動内容や活動機会は、市町、市町社会福祉協議会その他関係機関の状況により異なります。

３　養成研修の対象者

次の要件を全て満たす方

（１）栃木県内に在住し、応募時点で 18 歳以上の方

（２）成年後見制度又は権利擁護支援に関心がある方

（３）原則として全日程受講できる方

４　開催方法

対面又はオンラインによるハイブリッド方式

５　会場

（１）対面受講：栃木県庁東館４階講堂又は研修館講堂

（２）オンライン受講：自宅その他受講に適した場所

（通信環境や受講環境の確保が難しい場合には、事務局が指定する方法により受講していただきます）

６　受講料

無料　（交通費、昼食代及びオンライン受講に係る通信費等は各自でご負担いただきます）

７　「ステップ１」の内容

日常生活自立支援事業の生活支援員、法人後見支援員、市民後見人、その他の権利擁護支援活動に関心のある方を対象に権利擁護支援の基礎的な内容を中心に学びます。

【受 講 定 員】　１００人程度

【申込方法等】　受講申込フォームより、令和８年１２月１８日(金)　までにお申し込みください。(※応募者多数の場合には抽選で決定)

URL　https://kouken-pj.org/form-2/

【申 込 結 果】　令和８年１２月２５日(金)までに申込者全員に受講の可否をメールにて通知します。

【修 了 要 件】　原則として全講義の受講を修了要件とします。

やむを得ない事情により欠席した場合は、事務局が指定する方法により補講(講義動画の視聴等)を受講していただきます。

【ステップ１研修カリキュラム(案)】

日程	時間	分	単位	科目	主な内容
1月16日(土) 【会場】 栃木県庁東館 4階講堂	10:00 ～ 10:25			開講式・オリエンテーション	
	10:30 ～ 12:00	90	1.5	市民後見概論	市民後見の背景/市民後見人の役割/市民後見と市町の役割
	13:00 ～ 14:00	60	1.0	対象者理解Ⅰ	高齢者の理解（心身の変化、疾患と障害）
	14:15 ～ 15:45	90	1.5	対象者理解Ⅱ	認知症の理解（認知症の症状、心構え）
1月17日(日) 【会場】 栃木県庁東館 4階講堂	10:00 ～ 11:30	90	1.5	関係制度・法律Ⅰ-①	介護保険制度の概要、介護保険以外の保健福祉施策
	12:30 ～ 13:30	60	1.0	関係制度・法律Ⅰ-②	高齢者施策/高齢者虐待防止法の概要
	13:45 ～ 16:15	150	2.5	対象者理解Ⅲ	障害者の理解（障害の特性）
1月23日(土) 【会場】 栃木県庁東館 4階講堂	10:00 ～ 11:30	90	1.5	関係制度・法律Ⅰ-③	障害者関連法律・障害者虐待防止法/差別解消法の概要
	12:30 ～ 13:30	60	1.0	関係制度・法律Ⅱ-①	生活保護制度の概要、現状と課題/生活困窮者自立支援制度の概要
	13:45 ～ 14:45	60	1.0	関係制度・法律Ⅱ-②	5つの公的医療保険/公的年金の意義・特徴
	15:00 ～ 16:00	60	1.0	関係制度・法律Ⅱ-③	成年後見と税務申告、消費者行政の概要、見守り活動
1月31日(日) 【会場】 栃木県庁研修館 4階講堂	10:00 ～ 11:30	90	1.5	意思決定支援Ⅰ	意思決定支援に向けて知っておきたいこと
	12:30 ～ 14:00	90	1.5	意思決定支援Ⅱ	後見事務ガイドライン/市民後見人と意思決定支援
	14:15 ～ 15:15	60	1.0	日常生活自立支援事業の実際	日常生活自立支援事業生活支援員による体験報告等
	15:30 ～ 16:00	30	0.5	グループワーク	ステップ１の振り返りとステップ２への参加希望の取りまとめ
合計		1,080	18.0		

※講師の都合により、講義の順番が変更になる場合があります。

８　「ステップ２」の内容

法人後見支援員又は市民後見人等としての活動に関心のある方を対象に実務に必要な実践的な知識を中心に学びます。

【受 講 定 員】　ステップ１修了者のうち希望者

【申込方法等】　ステップ１修了者へステップ２の受講希望を確認し、受講者を決定します。

【修 了 要 件】　原則として全講義の受講を修了要件とします。
やむを得ない事情により欠席した場合は、事務局が指定する方法により補講(講義動画の視聴等)を受講していただきます。

【ステップ２研修カリキュラム(案)】

月日	時間	分	単位	科目	主な内容
2月7日(日) 【会場】 栃木県庁東館 4階講堂	10:00 ～ 12:30	150	2.5	成年後見制度の基礎Ⅰ	成年後見制度概論(法定後見制度と任意後見制度の概要)
	13:30 ～ 14:30	60	1.0	成年後見制度の基礎Ⅱ	成年後見制度概論/成年後見制度利用促進について
	14:45 ～ 16:45	120	2.0	民法の基礎	家族法の概要、親族法、相続 財産法の概要、契約の概要
2月11日(木) 【会場】 栃木県庁東館 4階講堂	10:00 ～ 12:30	150	2.5	対人援助の基礎	市民後見人の活動と対人援助の接点/対人援助の基本的視座
	13:30 ～ 15:00	90	1.5	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際/市民後見人と家庭裁判所
	15:15 ～ 16:15	60	1.0	法人後見事業の実際	法人後見支援員による体験報告等
	16:15 ～ 16:45	30	0.5	グループワーク	ステップ2の振り返りとステップ3への参加希望の取りまとめ
	16:45 ～ 17:15			閉講式	
合計		660	11.0		

※講師の都合により、講義の順番が変更になる場合があります。

９　「ステップ３」の内容（令和９年度開催予定）

ステップ２修了者のうち、市民後見人としての活動に関心のある方を対象に、講義、演習及び実習を実施する予定です。

なお、受講要件や実施方法等の詳細については、令和９年度に別途お知らせします。

10　その他

（１）本研修は、資格を取得するものではありません。

（２）本研修の修了により、市民後見人、法人後見支援員又は日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動が保証されるものではありません。

（３）本研修の応募・受講に係る個人情報は、次の利用目的の範囲内で取り扱います。

・本研修の運営に関する事務

・受講結果及び修了状況の管理

・本研修修了者に対する情報提供
・権利擁護支援活動に関する研修、意向調査その他関連事業の案内
・ステップ３、その他権利擁護支援に関する研修等の実施主体への受講・修了状況等の提供

11　お問い合わせ先

一般社団法人 地域後見推進センター（事務局：地域後見推進プロジェクト）
〒113-0033　東京都文京区本郷 7-3-1　東京大学薬学部教育研究棟 2 階 030 号室
メール　project@kouken-pj.org　　TEL　０３－５８４１－０６２２

※お問い合わせについては、記録管理の関係上、原則としてメールにてお願いいたします。